

(2) 病原体等のABSL分類

分類基準				
動物実験におけるABS L分類は病原体等のBS L分類に基本的に対応するが、ここでは病原体等のBS L分類とレベルが異なるものを以下に示す。その他、本規則に定められていない病原体等については個別に考慮するものとする。				
ABS L	病原体等			
	BS L分類とレベルが異なるものを以下に示す。			
	ウイルス及びプリオン	細菌	真菌	寄生虫
ABS L1	なし	なし	なし	なし
ABS L2	Bovine spongiform encephalopathy (BSE) ¹⁾	<i>Salmonella</i> ¹⁾ (BS L3を除く全血清型)	<i>Pneumocystis carinii</i>	<i>Aspiculuris tetraptera</i> ^{**} <i>Spironucleus muris</i> ^{**} <i>Syphacia</i> spp
ABS L3	Creutzfeldt-Jakob disease (CJD) Ectromelia virus (Mousepox virus) ²⁾ Lymphocytic choriomeningitis virus (LCM) Monkeypox virus (三種) Murine hepatitis virus ²⁾ Newcastle disease virus ²⁾ Sendai virus ²⁾	<i>Mycoplasma pulmonis</i> ¹⁾ <i>Streptococcus zooepidemicus</i> ¹⁾		
ABS L4	Cercopithecine herpesvirus (Bウイルス) (三種) ³⁾			
備考	1) ウシ型、ヒト型のprion遺伝子を導入・発現させた遺伝子改変マウス及びサル類にBSE prionを感染させる場合は、ABS L3とする。その他の動物prionについては、別途考慮する。 2) サル類での動物実験はABS L2とする。 3) 自然感染個体の扱いはABS L2とする。	1) サル類での動物実験はABS L2とする。		注: ABS L2に指定された寄生虫を用いた実験を行う際は、完全な糞尿処理を行い得るケージを用いて排泄物の処理を行うとともに、実験終了後はケージ及び実験室が熱処理できる施設で行う。